

令和6年度 菊川市立図書館 図書館情報システム更新に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和7年1月31日に契約期間が満了する現行の菊川市立図書館情報システム(以下「システム」という。)の更新にあたり、国からのデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、図書館情報システム連携型による電子図書館の構築及びマイナンバーカードの図書館貸出カードとしての使用を可能とすることにより、市民の利便性向上とサービスの充実を図る。

サービスを安全かつ発展的に進めていくため、システム運用のノウハウやシステム開発技術などの専門的な知識だけではなく、実績、価格等を総合的に判断する必要があるため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施する。

この要領は、システム更新事業を実施するにあたって、公募型プロポーザル方式により、契約の相手方となる事業者を選定するための手続き等について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 菊川市立図書館 図書館情報システム更新事業

(2) 選定委員会

選定委員会の評価により、優先交渉権者を決定する。

(3) 業務概要

別に定める「菊川市図書館情報システム更新事業基本仕様書」(以下、仕様書という。)のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和12年1月31日まで

稼働期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日まで(5年間)

(5) 事業費限度額

総額100,675,000円(消費税を含む。)

※1 この事業費限度額は、システムの構築、ハードウェアの導入、運用及び保守等を含めた総額である。

※2 この事業費の限度額は、現行システムから抽出されたデータを今回導入するシステムへ移行するための費用も含むものとする。

データ移行に係る費用については、受託者の負担とする。

※3 この事業費限度額は、契約締結に係る上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※4 本業務での契約方法及び現段階での支払い方法は、以下のとおり予定している。

公募型プロポーザル方式による随意契約

ア 備品購入を伴う電子図書館構築委託業務 「一括払い(業務完了後)」

イ 図書館情報システム保守点検委託業務 「60か月毎月払い」

ウ 図書館情報システム再構築及び借上業務(機器調達を含む) 「60か月(3者間リース)払い」

エ 電子図書館システム利用料 「契約年度期間分(60か月)一括払い」

オ その他オプション機能使用料(LINE連携等を想定)「60か月毎月払い」

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本プロポーザルへの参加から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い、誠実に対応ができること。
- (2) 図書館情報システムを取扱い、過去5年以内に公共図書館への導入(更新)実績があること。
- (3) 専門技術者等、十分な業務遂行能力及び、適正な業務執行体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。(一般競争入札の参加者の資格)
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをしていないものであること。
- (6) 菊川市暴力団排除条例(平成24年条例第25号)に基づく措置要件のいずれかに該当するものでないこと。

4 実施スケジュール及び事務局

(1) 実施スケジュール

プロポーザル実施要領・基本仕様書等の公表	令和6年6月18日(火)
質問の受付期間	令和6年6月21日(金)午後5時00分まで
質問への回答(最終予定日)	令和6年6月26日(水)
参加表明書及び添付書類の提出期間	令和6年6月27日(木)午後5時00分まで
資格及び書類審査(第1次評価)結果通知 (ヒアリング審査(第2次評価)参加の可否)	令和6年6月28日(金)
企画提案書のほか提出書類(提出期間)	令和6年7月2日(火)午前10時00分から 令和6年7月12日(金)午後3時00分まで
ヒアリング審査(第2次評価)	令和6年8月9日(金)午前8時30分から
選定(優先交渉権者)結果通知	令和6年8月中旬(予定)
契約の締結	令和6年8月下旬(予定)

(2) 事務局

菊川市役所 教育文化部 図書館 図書2係(小笠図書館) (※以下「事務局」という。)
〒437-1514 静岡県菊川市下平川6225番地
(電話) 0537-73-1132
(FAX) 0537-73-1133
(E-mail) tosyo@city.kikugawa.shizuoka.jp

5 参加表明書及び添付書類の提出

本事業のプロポーザル参加希望者は、次のとおり、関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月27日(木)午後5時00分(必着)

(2) 提出書類

次に掲げる「アの参加表明書」及び「イ・ウ・エの添付書類」をA4版で1部提出すること。

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 他の自治体の図書館における導入実績が確認できる書類(任意様式)

ウ 業務実施体制(任意様式)

エ 人員(技術者等)配置予定(任意様式)

(3) 提出先

事務局あて(上記4(2)の項目に記載)

(4) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参又は、郵送をすること。

(5) 参加辞退

参加表明書の提出後、辞退を希望する事業者は、令和6年6月27日(木)午後5時00分までに「辞退届」(様式第2号)を持参又は、郵送により提出すること。

6 質問の受付と回答

企画提案書の作成にあたり質問がある場合は、次のとおり、質問を提出できる。

質問は、書面によることとし、持参以外の方法にあつては、事務局へ到着の確認を必ず電話で行うこと。

(1) 提出期間

令和6年6月21日(金)午後5時00分(必着)

(2) 提出書類

質問書(様式第3号)

(3) 提出先

事務局あて(上記4(2)の項目に記載)

(4) 提出方法

電子メール

メールの件名に「プロポーザル質問書(事業者名)」と付記すること。

やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合には、FAXによる提出も可とする。

電子メールの送信及びFAXを送付後、事務局へ電話による確認の連絡を必ず行うこと。

(5) 回答方法

提出された質疑及び回答は、すべての参加表明事業者に対し、令和6年6月26日(水)までに電子メールで回答する。

なお、回答時には、質疑を行った者(事業者名及び担当者名)は、公開しない。

7 企画提案書ほか提出書類の提出

※本実施要領の「8資格・書類及び企画提案書に関する審査」(1)資格及び書類審査(第1次評価)に基づき、(様式第4号)プロポーザル参加資格確認・書類審査(第1次評価)結果及びヒアリング審査(第2次評価)参加通知書を受理した事業者が対象となる。

(1) 提出期間

令和6年7月2日(火)午前10時00分から

令和6年7月12日(金)午後3時00分まで

(2) 提出書類

次に掲げる書類をアからオの順にA4版で向かって左上部の角にクリップ1点止めにする。
10部提出すること。

A3版のものは、A4版に折って綴じ込むこと。

※事業者名等を特定できる内容の記載は、しないこと。

ア 企画提案書(任意様式)

※「別表」評価基準書の項目について、提出する企画提案書のどこの文章(説明文)に合致するかを確認ができるよう、「別表」評価基準書内の評価細目の番号を企画提案書の該当する文章(説明文)の文末に括弧書きで記入すること。((例)【6-5】など)

イ 「別紙1-1」図書館情報システム機能仕様(要望)書兼回答書

※回答欄に回答を入れること。

ウ 「別紙1-2」電子図書館情報システム機能仕様(要望)書兼回答書<デジタル庁モデル版>

※回答欄に回答を入れること。

エ 見積書及び見積内訳書(任意様式)

※内訳書は、年度別の見積額(消費税を含む)を記載する。

また、各年度、下記の①から⑤ごと、分けて記載すること。

① 備品購入を伴う電子図書館構築委託業務「一括払い(業務完了後)」

② 図書館情報システム保守点検委託業務「60か月毎月払い」

③ 図書館情報システム再構築及び借上業務(機器調達を含む)「60か月(第3者リース)払い」

④ 電子図書館システム利用料「契約年度期間分(60か月)一括払い」

⑤ その他オプション機能使用料(LINE連携等を想定)「60か月毎月払い」

(3) 提出先

事務局あて(上記4(2)の項目に記載)

(4) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、郵送又は、持参すること。

※「別紙1-1」図書館情報システム機能仕様(要望)書兼回答書及び「別紙1-2」電子図書館情報システム機能仕様(要望)書兼回答書<デジタル庁モデル版>は、電子メールにより、Excelデータも提出すること。(上記7(2)のとおり、紙面も提出すること。)

(5) その他

ア 提出された書類は、返却しないものとする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 企画提案書は、1事業者(提案者)につき1案とする。

8 資格・書類及び企画提案書に関する審査

※資格・書類及び企画提案(ヒアリング)の内容に関する審査を実施する。

企画提案のヒアリング場所及び時間等の詳細は、第1次評価(資格・書類審査)において、合格となった事業者に対して、第1次評価(資格・書類審査)の結果通知(様式第4号 プロポーザル参加資格確認・書類審査(第1次評価)結果及びヒアリング審査(第2次評価)参加通知書)に併せて連絡する。

なお、資格・書類審査(第1次評価)で不合格となり、ヒアリング審査(第2次評価)へ進まない事業者にも結果通知(様式第5号 プロポーザル参加資格確認・書類審査(第1次評価)結果通知書)を送付する。

(1) 資格及び書類審査(第1次評価)

ア 実施日

令和6年6月28日(金)

イ 結果通知

令和6年6月28日(金)※電子メールにより、通知(送付)する。

(上記8「資格・書類及び企画提案書に関する審査」項目の下記に記載)

(2) ヒアリング審査(第2次評価)

ア 実施日時

令和6年8月9日(金) 午前8時30分から

イ 会場

菊川市立図書館菊川文庫2階 視聴覚室(控室:同図書館菊川文庫2階 会議室)

ウ 説明時間(基本)

準備 5分間以内

提案内容の説明(プレゼンテーション) 30分間以内

その後の質疑応答 15分間程度

エ 説明方法

会場へ入室できるのは、3人以内とする。

プロジェクター、スクリーン及びマイクは、事務局が会場に用意する。

PC等の端末機器は、各事業者が、用意すること。

オ その他

審査は、非公開とする。

9 ヒアリング審査(第2次評価)の評価方法及び結果通知

(1) 評価方法

プロポーザルの実施内容は、「別表」令和6年度 菊川市立図書館 図書館情報システム更新事業《評価基準書》に基づき、選定委員会において、評価(採点)を行う。

評価(採点)の結果、最高得点となった者を優先交渉権者として、契約交渉の相手方に特定する。

最高得点者が同点により、複数者いる場合は、選定委員会において、再度評価を行い、優先交渉権者を決定する。

ヒアリング審査(第2次評価)に進んだ事業者が、1社の場合、千点満点の内、500点以上を得た事業者を優先交渉権者とする。

なお、500点未満の場合、選定委員会において、再度評価を行い、優先交渉権者とするかを判断する。

(2) 結果の通知

※ヒアリング審査(第2次評価)を受けた参加事業者に対し、令和6年8月中旬までに電子メールにより通知(送付)する。

優先交渉権者となった事業者には、結果通知(様式第6号 ヒアリング審査(第2次評価)結果「優先交渉権者」通知書)を送付する。

また、本市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

優先交渉権者とならなかった事業者には、結果通知(様式7号 ヒアリング審査(第2次評価)結果通知書)を送付する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加事業者を失格とする。

この場合において、失格となった参加事業者が、最優秀提案者に選定されているとき、事務局は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある参加事業者を最優秀提案者に選定する。

- (1) 参加資格の要件を満たさないことが分かった場合
- (2) 本実施要領に定める提出方法、提出先及び提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったことが、判明した場合
- (4) 見積書及び見積内訳書が、提案限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査(第2次評価)に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為をした場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

11 契約締結等

- (1) 契約にあたっては、優先交渉権者と業務内容の詳細について、改めて協議し、予定価格の範囲内において、契約金額を決定し、契約を締結する。
- (2) 契約段階において、本事業の仕様書等の内容について、若干の修正を行うことがある。
- (3) 契約締結の際は、改めて見積書及び見積内訳書を提出する。

12 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 本事業に関して使用する言語及び通貨は日本語、通貨は日本国通貨及び計量法(平成4年法律第51号)による。
- (3) 提案書は、1参加事業者につき1提案とし、提出後の追加及び、修正は、提出期限までの間に限り認める。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は、第三者へ提供して

はならない。

- (6) 提出された書類等の著作権は、原則、参加事業者に帰属する。

なお、提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとする。第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した参加事業者にすべて帰するものとする。

- (7) 事務局は、優先交渉権者として特定した者の名前及び企画提案書等の公表を行うが、その他の企画提案書は、原則、公表しない。ただし、公正性、透明性を期すため、「菊川市情報公開条例」等関連規定に基づき、公開することがある。

- (8) (様式第1号)参加表明書の提出後、契約締結までの手続期間中に入札参加停止となった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、優先交渉権者として選定されている場合は、次順位の参加事業者と手続を行う。

- (9) その他、本実施要領等に規定されていない事項については、選定委員会及び事務局において、協議のうえ、決定する。